熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部

落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成２８年法律第１０９号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第２条　部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有す

るかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（県の責務）

第３条　県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

（相談体制の充実）

第４条　県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

（教育及び啓発）

第５条　県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第６条 県は、国が行う法第６条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

（県民及び事業者の責務）

第７条　県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が

　実施する施策に協力する責務を有する。

２　県民及び事業者は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害

されている地域をいう。以下同じ。）の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を

提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行

為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の

居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住

していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別

事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生につながるおそ

れのある行為をしてはならない。

（指導及び助言）

第８条　知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防

止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

（規制）

第９条　事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現

在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受

託してはならない。

（申出）

第１０条　前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、

その旨を知事へ申し出ることができる。

（勧告等）

第１１条　知事は、事業者が第９条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違

反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

２　知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

３　知事は、事業者が第１項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必

要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公

表することができる。

４　知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者

に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなけれ

ばならない。

（解釈及び運用）

第１２条　この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用す

るようにしなければならない。

（規則への委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。